

青森労働局発表
令和元年5月10日

【照会先】

青森労働局職業安定部職業対策課
課長 佐藤 正宏
高齢者対策担当官 花田 喜義
地域雇用開発担当官 中川 勝則
電話017(721)2003

報道関係者 各位

中泊町及び平内町で 「生涯現役促進地域連携事業」が実施されます。

厚生労働省では、高齢者に対する雇用創出や情報提供などといった高齢者の雇用に寄与する事業構想を募集し、地域の特性などを踏まえた創意工夫のある事業を選定し、その事業の実施を地域に委託しております。

このたび、中泊町及び平内町が策定した事業構想が採択され、令和元年5月から実施されることとなりました。

なお、事業経費は厚生労働省から全額委託費として2町に対して交付されます。

1 生涯現役促進地域連携事業について

現在、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「高齢者雇用安定法」という。)で、企業の65歳までの雇用確保措置が義務づけられていますが、企業を退職した65歳以降の高齢者の多様な就業機会の確保が、今後の重要な課題となっています。特に、平成26年には団塊の世代全員が65歳に到達しており、その多くが活動の場を自身の居住地域などに移してきているため、これらの層を含む高齢者が地域社会で活躍できる環境を整備していく必要があります。そのため、本事業を通じて、高齢者の雇用・就業促進に向けた地域の取組を支援し、先駆的なモデル地域の普及を図ることにより、多様な雇用・就業機会を創出していきます。(別添資料1参照)

2 生涯現役促進地域連携事業の実施状況について

令和元年度実施分は、本県の2町を含め全国で14地域における事業が採択されました。

また、平成28年度の事業開始以来これまでに21道府県と23市町の44地域で事業が実施されています。

本件が青森県内でははじめての実施となります。

3 中泊町及び平内町の事業の概要について

別添資料2のとおり。

4 生涯現役促進地域連携事業を実施するために、中泊町長及び平内町長が厚生労働大臣に対して行った高齢者雇用安定法第34条1項に定める「地域高齢者就業機会確保計画」の協議について、厚生労働大臣の同意通知書の交付を次のとおり行います。

○平内町 令和元年5月13日(月) 14時30分 平内町役場

○中泊町 令和元年5月14日(火) 11時00分 中泊町役場